工事名　南部第１ポンプ場電気設備工事

特　記　仕　様　書

四日市市上下水道局

目　　次

ページ

第１章　総則
　第１節　共通事項 …… 1-1
　第２節　特記事項 …… 1-2
　第３節　提出書類 …… 1-2
　第４節　工場検査等 …… 1-3
　第５節　試運転 …… 1-4
　第６節　随時検査 …… 1-4
　第７節　暴力団不当介入に関する事項 …… 1-4
　第８節　個人情報取扱注意事項 …… 1-5
第２章　機器特記仕様書
　第１節　運転操作設備 …… 2-1
　第２節　計装設備 …… 2-2
　第３節　自家発電設備 …… 2-3
第３章　工事仕様
　第１節　一般事項 …… 3-1
　第２節　環境配慮 …… 3-1
　第３節　工事仕様 …… 3-1
　第４節　位置の決定 …… 3-1
　第５節　施工範囲 …… 3-2
第４章　運転操作方案
　第１節　一般事項 …… 4-1
　第２節　運転操作方案一覧表 …… 4-2

第１章 総　則

第１節　共通事項

１．本工事は、本特記仕様書等により施工する。
２．施工は、特記仕様書による他、日本下水道事業団設備工事一般仕様書に準ずることとする。ただし、打合せ等により決定した事項が最優先するものとする。
３．請負者は工事目的物を完成させるために必要な工程管理・仮設計画・施工管理･品質管理を具体的に定めた施工計画書を本局に提出しなければならない。また、施工計画書を遵守し、工事の施工にあたらなければならない。施工計画書の内容に変更が生じ、その内容が重要な場合は、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更計画書を提出しなければならない。
４．請負者は、受注時または完成時における工事請負代金額が 5 百万円以上の工事について、工事実績情報システム（CORINS）に基づき、工事実績情報として工事カルテを作成し、監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。また、登録機関発行の工事カルテ受領書が届いた際には、その写しを提出しなければならない｡提出期限は以下のとおりとする｡ただし、工事請負代金額が 5 百万円以上 2 千 5 百万円未満の工事については、受注、訂正時のみとする。
　受注時は、契約後 10 日以内とする。
　完成時は、工事完成後 10 日以内とする。
　登録内容の変更時は、変更があった日から 10 日以内とする。
５．請負者は、工事が完成し、引渡し完了までの工事対象物の保管責任を負わなければならない。
６．隣接工事または関連工事がある場合は、当該工事の請負業者と相互に協力し、施工すること。
７．完成検査時等に機器の運転が出来ない等支障がある場合は、請負者は本局の指示に従うものとする。
８．施工に当たっては、常に工事の安全に留意し、現場管理を行い、災害の防止を図ること。
９．工事の完成に際して、工事にかかる部分を片付けかつ清掃し、整然とした状態にするものとする。
１０．施工上必要な施設物防護、臨時取りこわし物の復旧及び仮施設等は請負者の負担で行うものとする。
１１．当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、

諸法令の適用運用は請負者の責任と費用負担において行うこと。
１２．工事施工にあたり、関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を要する場合は、請負者の責任と費用負担において法令・条例等の定めにより、本局へ報告のうえ実施しなければならない。
１３．請負者は、工事請負代金額 5 百万円以上の工事において、建設業退職金共済制度に加入し、その掛金収納書（発注機関提出用）を原則として、工事請負契約締結後 1 ヵ月以内に提出しなければならない。共済証紙購入金額は工事請負代金額の 0.5/1000 以上とする。
１４．請負者は、工事目的物、工事材料及び作業員等を工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、その他の損害保険等に付さなければならない。保険の加入時期は、原則として工事着手時とし、終期は工事完成後 14 日とする。
１５．請負者は、工事施工によって生じた現場発生品について現場発生品調書を作成しなければならない。引き渡しを要しないものは搬出し、関係法令に従い適切に処理し、引き渡しを要するものは、指示する場所で引き渡さなければならない。産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、書面により適切に処理されていることを確認するとともにその写しを提出しなければならない。

第２節　特記事項

１．請負者は、現場実測を行ったうえで承諾申請図書を作成、提出し、本局の承諾を得るものとする。
２．機器の詳細及び配管・配線等の位置、経路、サイズ、本数は承諾図書により決定するものとする。
３．本工事で一部を下請負業者にて施工する場合は、できる限り本市の市内業者を優先させること。
４．本特記仕様書、図面等の間に相違がある場合または図面からの読み取りと図面等に書かれた数値が相違する場合、請負者は本局に確認し、指示を受けなければならない。
５. 請負者は、稼動の際、機能に支障が出ないよう必要に応じ措置を施すこと。
６．その他、指示、承諾事項等を遵守すること。

第３節　提出書類

１．承諾申請図書	2 部
２．工事写真	1 部

製作工場等における機器製作完了及び主要検査状況の写真（可能な場合は機器製作工程も含む)、工事着手前･工事中･完成の記録及び確認の写真等とする。地中埋設等により完成時に状況を明らかに出来ない箇所は、特に入念に撮影すること。

原則として、撮影用具にデジタルカメラを用いる。カラープリンタによりサービスサイズ程度の大きさで A4 用紙に印刷し、提出すること。

３．工事打合せ簿　　１部

本局と工事打ち合わせを行った場合は、打合せ簿を提出すること。

打合せ簿の記入事項は、下記のとおりとする。

工事名
打合日時・場所
請負者名

４．完成図書

（１）内　容

一般図（全体平面図）
機器図（支給品の機器を含む）
工事施工図
検査試験成績書
取扱説明書
設計計算書（必要な場合）
※表紙記入事項は下記の通りとする。
発注者名
工事名
工事場所
工事年度
請負者名（商号または名称のみとする）

（２）作成要領

A4 判製本（折込）　　３部
黒厚表紙（金文字）
A4 判製本（縮小版）　　３部
電子ファイル（CD 等）　　１部
（A4 判製本・電子ファイルの内容ついては本局の指示による）

第４節　工場検査等

本局が必要と認める機器類については、製作が完了したとき工場にて本局立

ち会いにより工場検査を実施しなければならない。工場検査終了後、工場検査報告書に検査試験成績表、その他検査記録及び検査記録写真等を添付して提出するものとする。

本局による立ち会いを省略した場合は、工場自主検査報告書に検査試験成績表、その他検査記録及び検査記録写真等添付して提出するものとする。

小型機器及び汎用機器は、検査試験成績書を提出するものとする。

（特に本局が指示した場合は省略することができる。）

第５節　試運転

本工事は、現場にて組合せ試験、単体調整試験を行うものとする。別途発注工事との関連、その他の理由で実施出来ない場合は、後日可能になったときに行うものとする。

試運転に要する費用は、請負者の負担とする。ただし、電力、燃料、上水は、事前連絡のうえ、本市設備からの供給としてもよい。

第６節　随時検査

請負者は、特に完成検査時に確認ができない水中部、埋設部、低所、高所、または完成後直ちに供用開始する設備など完成検査時に確認ができない特殊または重要なものについて、四日市市検査規程第 8 条第 6 項の規定により発注者が随時検査を求めた場合は、監督員の指示に従い受検すること。

第７節　暴力団等不当介入に関する事項

１．契約の解除

四日市市の締結する契約等において暴力団等排除措置要綱（平成 20 年四日市市告示第 28 号）第３条又は第４条の規定により、四日市市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

２．暴力団等による不当介入を受けたときの義務

（１） 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

（２）契約の履行において、不当介入を受けたことにより、工程、工期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

（３）(1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止等の措置を講ずる。

第８節　個人情報取扱注意事項

この契約による工事の施工者は、工事を施工するに当たり知り得た個人情報について、別紙「個人情報取扱注意事項」を遵守しなければならない。

第２章　機器特記仕様書

第１節　運転操作設備

１．ポンプ操作盤

(1)	数　　量	１組（２面構成）
(2)	形　　式	屋内自立形
(3)	対象設備	汚水ポンプ設備 汚水ポンプ　３台 流入ゲート　１台 揚砂ポンプ　１台 ラインファン１台 破砕機　　１台 他電源送り機器 照明回路（照明自家発切換回路含む）
(4)	制御内容	汚水ポンプの単独・連動・自動運転回路 流入ゲートの現場単独・自動運転回路 遠方操作指令による運転回路 下記盤簡の信号類の授受機能 ・遠制盤（監視操作用及び遠制用） ・機械付属端子接点類
(5)	主要収納機器	配線用遮断器　　１式 補助継電器　　１式 限時継電器　　１式 液面継電器　　１式 配線用遮断器　　１式 切換接触機　　１式 自家発用照明変圧器　１台（将来） ヒューズ類　　１式(必要な場合) 指示計器類　　１式 計装受信計器類　１式 （流入ゲート開度警報設定器含む） 集合表示灯　　１式 操作スイッチ　　１式 切換スイッチ　　１式 内部配線　　１式 その他必要なもの　１式
(6)	その他	運転操作方案を参照し，承諾図により決定する。

２．引込開閉器箱

(1)　数　　量　　１面
(2)　形　　式　　屋外壁掛形（汎用品可）
(3)　材　　質　　ステンレス鋼板製
(4)　収納機器　　積算電力量計（動力・照明用電力会社支給品）
　　配線用遮断器,その他必要なもの　一式

第２節　計装設備

１．ポンプ井水位計

(1)　数　　量　　１式
(2)　検 出 器　　投げ込み式　２台
(3)　変 換 器　　２台（動力制御盤取付）
(4)　信号選択器　１台
(5)　警報設定器　７台（動力制御盤取付）
(6)　広角形指示計　１台
(7)　アイソレータ　１台
(8)　レベルスイッチ　２Ｐ（バックアップ用）
(8)　その他必要なもの　１式

２．流入渠水位計

(1)　数　　量　　１組
(2)　検 出 器　　投げ込み式（重鎮付）
(3)　変 換 器　　１台
(4)　広角形指示計　　１台（動力制御盤取付）
(5)　避雷器　　信号，電源用　1組
(6)　アイソレータ　　１台
(7)　その他必要なもの　１式

３．汚水送水流量計

(1)　数　　量　　１組
(2)　検 出 器　　電磁式250A
(3)　変 換 器　　１台（動力制御盤取付）
(3)　広角形指示計　１台（動力制御盤取付）
(4)　積算計　　１台（動力制御盤取付）
(5)　アイソレータ　　１台
(6)　その他必要なもの　１式

第３節　自家発電設備

１．燃料貯留タンク

(1)　数　　量　　１基
(2)　形　　式　　屋外形
(3)　容　　量　　190L
(4)　燃料種別　　軽油
(5)　付属品　　点検はしご，レベルスイッチ，レベル表示器等

第３章　工事仕様

第１節　一般事項

本工事は，南部第 1 中継ポンプ場電気設備更新に伴う電気設備工事である。

工事施工にあたっては、特に監督員の指示に従い、また、他工事とも協力し、その使用目的に適した十分な機能を有する機器を製作し、現地に据え付けるものとする。

尚本仕様書に記載されない機器製作、施工仕様等については、日本下水道事業団「電気設備標準図」「電気設備工事一般仕様書」及び「機械設備工事一般仕様書」によるものとする。

工事は関係法規に準拠し、電気的、機械的に完全、かつ、美麗にして耐久性にとみ保守点検が容易なように施工すること。また、環境に配慮した工事施工に努めること。

本ポンプ場は稼働中であるため、現状を十分把握され、運転に支障を来たさないよう配慮すること。

第２節　環境配慮

１．本工事においては，環境に配慮し，省エネルギーに努めなければならない。

２．騒音，振動の抑制に努めること。

３．本工事において発生した産業廃棄物は，マニフェスト等の写しにより廃棄物の種類，数量，最終引渡場所等を報告すること。

４．現場にて発生したコンクリート殻はリサイクルし，また，使用する資材においても可能な限りリサイクル品を使用し，それらを書面にて報告すること。

５．コンクリート工事について熱帯材型枠の使用を抑制し，二次製品や代替型枠等の利用により，熱帯材型枠の使用を極力抑制すること。

６．今回新たに布設する電線・ケーブル類はＥＭケーブル（エコケーブル）を用いること。

第３節　工事仕様

工事施工にあたっては，特に監督員の指示に従い，既設の把握に努め，その使用目的に適した十分な機能を有する優秀な機器を製作し，現地に据付の上所定の配線配管工事を行うものとする。

第４節　位置の決定

機器の据付等の詳細な位置の決定については打合せの上，承諾図にて決定する。

第５節　施工範囲

１．施工範囲

(1) 機器の製作，輸送，搬入，据付及び盤架台製作，据付工事

(2) 試運転調整

(3) 本工事施工後のポンプ場清掃一式

２．現場工事範囲

(1)　運転操作設備工事

1)　引き込み柱～ポンプ操作盤間引込ケーブルの更新工事
　　保護管は一部既設を利用することができる。

2)　機器据付工事

3)　架台の製作・据付工事、基礎工事

4)　盤間配線工事

5)　配管，配線工事

6)　その他必要な諸工事

(2)　計装設備工事

1)　機器据付工事

2)　架台製作，据付工事

3)　配管，配線工事

4)　水位計取付部の蓋加工工事

5)　その他必要な工事

(3)　監視制御設備工事

1)　配管，配線工事

2)　その他必要な工事

(4)　その他工事

1)　自家発燃料貯留槽更新工事

2)　防油堤築造工事

3)　配管，配線工事（燃料配管等含む）

4)　その他必要な工事

３．移設工事範囲

(1)　監視制御設備工事

機　器　名　賞	形　状	単位	数量	備　考
遠方監視制御装置	屋内自立形 W700×H2300×D500	面	1	
汎用ＵＰＳ	1kVA　UPS W140×H350×D450 蓄電池　小型シール鉛　7AH 12 セル 収納ボックス W180×H350×D550	個	各１	
上記に伴う配線・配管		式	1	

移設箇所については、参考図を参照のこと。

４．撤去工事範囲

(1)　運転操作設備工事

機　器　名　賞	形　状	単位	数量	備　考
ポンプ操作盤	屋内自立形　２面構成 W1400×H2300×D800	組	1	
上記に伴う配線・配管		式	1	

(2)　計装設備工事

機　器　名　賞	形　状	単位	数量	備　考
水位計	静電容量式，投込式	台	2	
フリクトレベルスイッチ		組	1	
電磁流量計	口径 250A	台	1	
上記に伴う配線・配管		式	1	

(3)　自家発電設備工事

機　器　名　賞	形　状	単位	数量	備　考
燃料貯留タンク	90L	基	1	防油堤 撤去
上記に伴う配線・配管		式	1	

撤去品は，関係法令に準拠し適正に処理すること。

５．別途工事

本工事に伴って発生する下記の工事については、別途工事とする。

ただし、下記の施工業者とはお互い協力し合い、工事目的の達成に努めること。

①遠方監視制御盤機能増設

②グラフィックコントローラ盤機能増設（日永浄化センター設置）

③グラフィック監視操作卓機能増設（日永浄化センター設置）

第４章　運転操作方案

第１節　一般事項

本ポンプ場の制御システムは，本章に記載の各設備毎の運転操作方案を基本として構成するものとする。

なお，詳細については監督職員と十分協議の上承諾図にて決定する。

第２節　運転操作方案一覧表

本工事の制御方式は，次葉以降の一覧表によるものとする。

第３節　遠方監視制御項目一覧表

本工事の遠方監視制御項目を，運転操作方案以降の一覧表に示す。

区　分	南部第１ 中継ポンプ場	機器名称	共通・受変電			容　量	－
運　転　方　式		既　設	－	今　回	－	全　体	－

＜日永浄化センター３階監視室＞
（３系監視盤）

＜日永浄化センター２階監視室＞
（２系グラフィック監視操作卓）

＜南部第１中継ポンプ場＞
（動力制御盤）

ＢＳ		：警報停止
ＢＳ		：故障復帰
ＢＳ		：ランプ点検

共通・受変電　　既　設　－　　今　回　－　　全　体　－

	項　目	区分	南部第１中継ポンプ場					NTT専用回線			日永浄化センター																				備　考
			動力制御盤（発電機盤）				屋外回転灯	ディジタル通信			２系監視室												３系監視室								
											操作卓				操作卓・ＧＰ								監視盤								
											操作				表示				計測値				操作				表示				計測値			
			シンボル	既設	今回	全体		操作	表示	計測	シンボル	既設	今回	全体	シンボル	既設	今回	全体	シンボル	既設	今回	全体	シンボル	既設	今回	全体	シンボル	既設	今回	全体	シンボル	既設	今回	全体	
操作																																			
表示	制御遠方		Ⓦ	1	1	1																													
	自家発		Ⓦ	1	1	1																													
	買電		Ⓦ	1	1	1																													
	発電機運転		Ⓡ	1	1	1			1						Ⓡ	1	－	1									Ⓦ	1	－	1					
	発電機停止		Ⓖ	1	1	1									Ⓖ	1	－	1																	
	電話操作可								1						Ⓦ	1	－	1									Ⓦ	1	－	1					
故障表示	受電停電	T	Ⓞ	1	1	1	○		1						Ⓞ	1	－	1									Ⓡ	1	－	1					
	照明電源停電	T					○		1						Ⓞ	1	－	1									Ⓡ	1	－	1					
	動力ＭＣＣＢトリップ	T					○		1						Ⓞ	1	－	1																	
	照明ＭＣＣＢトリップ						○		1						Ⓞ	1	－	1																	
	発電機重故障	T	Ⓡ	1	1	1	○																												
	発電機軽故障		Ⓞ	1	1	1	○		1						Ⓞ	1	－	1									Ⓡ	1	－	1					
	発電機軽故障		Ⓞ	1	1	1	○																												
	ＵＰＳ故障		Ⓞ	－	1	1	○		1						Ⓞ	1	－	1									Ⓡ	1	－	1					
	遠制装置故障	T													Ⓞ	1	－	1									Ⓡ	1	－	1					
	補機故障						○																				Ⓡ	1	－	1					＊印故障を集約
計器類	主幹電圧		Ⓥ	1	1	1																													
	主幹電流		Ⓐ	1	1	1																													

区　分	南部第１ 中継ポンプ場	機器名称	流入ゲート			容　量	0.4kW
運　転　方　式		既　設	１台	今　回	１台	全　体	１台

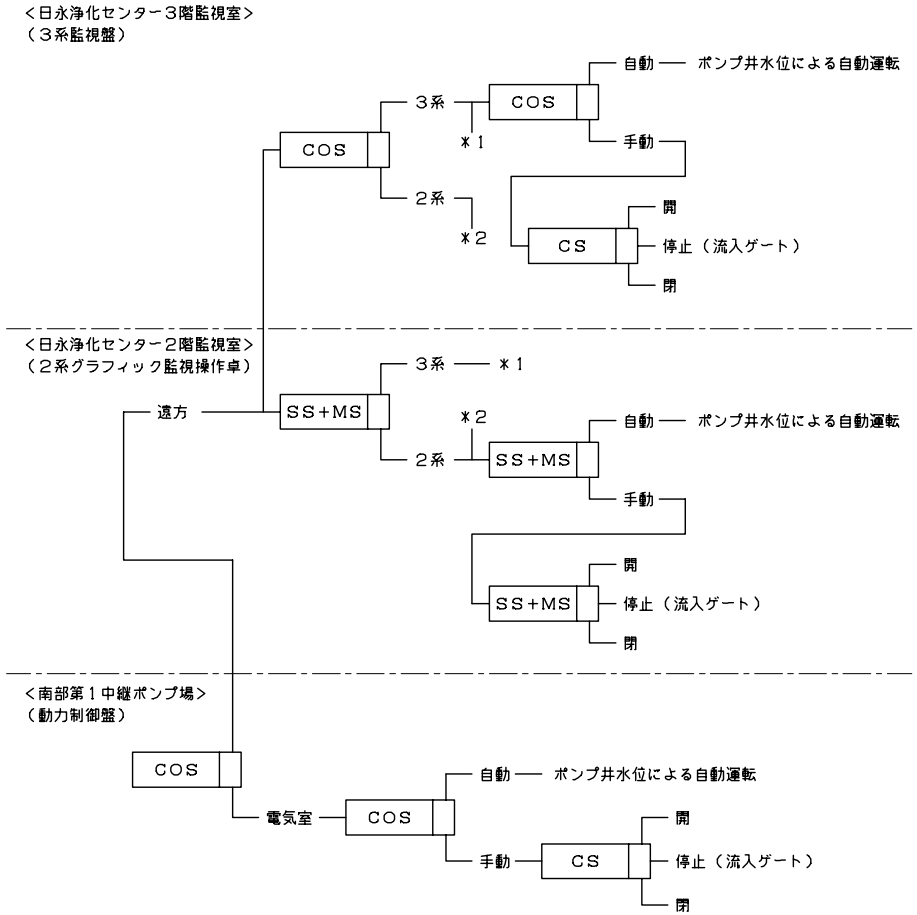

運転条件

１，保護リレー動作中でないこと。（ＥＬＣＢ，Ｔｈ）

２，過トルクでないこと。

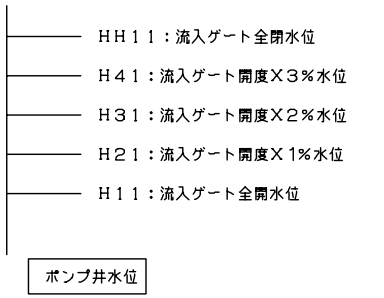

ポンプ井水位の設定は，ポンプ運転水位と
別個に設定可能なものとする。
<参考例>
Ｘ１％＝７５％，Ｘ２％＝３０％，Ｘ３％＝１５％

流入ゲート　　既　設　　1台　　今　回　　1台　　全　体　　1台

	項　　目	区分	南部第１中継ポンプ場					NTT専用回線			日永浄化センター																				備　考
			動力制御盤				屋外回転灯	ディジタル通信			２系監視室												３系監視室								
											操作卓				操作卓・ＧＰ								監視盤								
											操作				表示				計測値				操作				表示				計測値			
			シンボル	既設	今回	全体		操作	表示	計測	シンボル	既設	今回	全体	シンボル	既設	今回	全体	シンボル	既設	今回	全体	シンボル	既設	今回	全体	シンボル	既設	今回	全体	シンボル	既設	今回	全体	
操作	操作場所「遠方」			1	1	1																										
	操作場所「電気室」			1	1	1																										
	操作場所「３系」											1	－	1										1	－	1						
	操作場所「２系」											1	－	1										1	－	1						
	操作モード「自動」			1	1	1		1				1	－	1										1	－	1						
	操作モード「手動」			1	1	1		1				1	－	1										1	－	1						
	操作「開」			1	1	1		1				1	－	1										1	－	1						
	操作「停止」			1	1	1		1				1	－	1										1	－	1						
	操作「閉」			1	1	1		1				1	－	1										1	－	1						
表示	自動		Ⓦ	1	1	1			1						Ⓦ	1	－	1									Ⓦ	1	－	1				
	手動		Ⓦ	1	1	1									Ⓦ	1	－	1															
	開動作中		Ⓡ	1	1	1			1																		Ⓡ	1	－	1				
	停止		Ⓖ	1	1	1																					Ⓖ	1	－	1				
	閉動作中		Ⓡ	1	1	1			1																		Ⓡ	1	－	1				
	全開		Ⓦ	1	1	1			1						Ⓡ	1	－	1									Ⓡ	1	－	1				
															Ⓡ	1	－	1															
	全閉		Ⓦ	1	1	1			1						Ⓖ	1	－	1									Ⓖ	1	－	1				
															Ⓖ	1	－	1															
	開度２５％								1																								
	開度５０％								1																								
	開度７５％								1																								
故障表示	故障	T	Ⓞ	1	1	1	○		1						Ⓞ	1	－	1															
計器類																																	

区　分	南部第１ 中継ポンプ場	機器名称	揚砂ポンプ			容　量	1.5kW	機器名称	ラインファン			容　量	0.75kW
運　転　方　式		既　設	１台	今　回	１台	全　体	１台	既　設	１台	今　回	１台	全　体	１台

<日永浄化センター３階監視室>
（３系監視盤）

<日永浄化センター２階監視室>
（２系グラフィック監視操作卓）

<南部第１中継ポンプ場>
（動力制御盤）

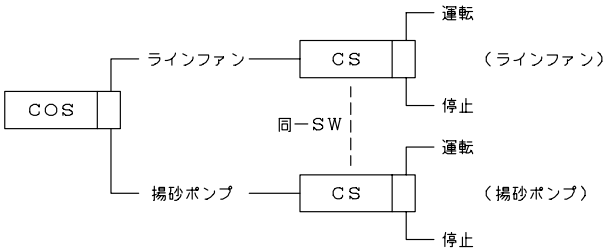

運転条件
１，保護リレー動作中でないこと。（ＥＬＣＢ，Ｔｈ）

揚砂ポンプ　／　ラインファン　　既　設　　1台　　今　回　　1台　　全　体　　1台

	項　　目	区分	南部第１中継ポンプ場					NTT専用回線			日永浄化センター																				備　考
			動力制御盤				屋外回転灯	ディジタル通信			２系監視室										３系監視室										
											操作卓				操作卓・ＧＰ						監視盤										
											操作				表示				計測値		操作				表示				計測値			
			シンボル	既設	今回	全体		操作	表示	計測	シンボル	既設	今回	全体	シンボル	既設	今回	全体	シンボル	既設	今回	全体	シンボル	既設	今回	全体	シンボル	既設	今回	全体	シンボル	既設	今回	全体	
操作	操作モード「ラインファン」			1	1	1																									
	操作モード「揚砂ポンプ」			1	1	1																									
	操作「運転」			1	1	1																									
	操作「停止」			1	1	1																									
表示	運転		Ⓡ	1	1	1			1						Ⓡ	2	－	2														制御盤表示はﾗｲﾝﾌｧﾝ，揚砂ポンプ共用
	停止		Ⓖ	1	1	1									Ⓖ	2	－	2														
故障表示	ラインファン故障	T	Ⓞ	1	1	1	○		1						Ⓞ	1	－	1										＊				共通・受変電頁参照 ”補機故障”
	揚砂ポンプ故障	T	Ⓞ	1	1	1	○		1						Ⓞ	1	－	1										＊				
計器類																															

区　分	南部第１ 中継ポンプ場	機器名称	細断機			容　量	0.75kW
運　転　方　式		既　設	１台	今　回	１台	全　体	１台

<日永浄化センター３階監視室>
（３系監視盤）

<日永浄化センター２階監視室>
（２系グラフィック監視操作卓）

<南部第１中継ポンプ場>
（動力制御盤）

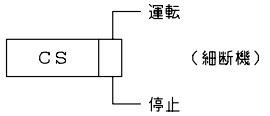

運転条件
１，保護リレー動作中でないこと。（ＥＬＣＢ，Ｔｈ）

細断機　　既　設　1台　　今　回　1台　　全　体　1台

	項　目	区分	南部第１中継ポンプ場					NTT専用回線			日永浄化センター																				備　考
			動力制御盤				屋外回転灯	ディジタル通信			２系監視室										３系監視室											
											操作卓				操作卓・ＧＰ						監視盤											
											操作				表示				計測値		操作				表示				計測値			
			シンボル	既設	今回	全体		操作	表示	計測	シンボル	既設	今回	全体	シンボル	既設	今回	全体	シンボル	既設	今回	全体	シンボル	既設	今回	全体	シンボル	既設	今回	全体	シンボル	既設	今回	全体	
操作	操作「運転」			1	1	1																									
	操作「停止」			1	1	1																									
表示	運転		Ⓡ	1	1	1			1						Ⓡ	1	－	1													
	停止		Ⓖ	1	1	1									Ⓖ	1	－	1													
故障表示	故障	T	O	1	1	1	○		1						Ⓞ	1	－	1									＊					共通・受変電頁参照 ”補機故障”
計器類																															

区　分	南部第１ 中継ポンプ場	機器名称	給気ファン			容　量	0.4kW
運　転　方　式		既　設	１台	今　回	１台	全　体	１台

<日永浄化センター３階監視室>
（３系監視盤）

<日永浄化センター２階監視室>
（２系グラフィック監視操作卓）

<南部第１中継ポンプ場>
（動力制御盤）

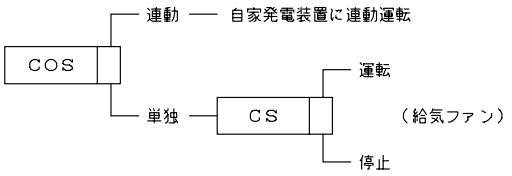

運転条件
１，保護リレー動作中でないこと。（ＥＬＣＢ，Ｔｈ）

給気ファン　　既　設　　1台　　今　回　　1台　　全　体　　1台

	項　　目	区分	南部第１中継ポンプ場					NTT専用回線			日永浄化センター																								備　考
			動力制御盤				屋外回転灯	ディジタル通信			２系監視室												３系監視室												
											操作卓				操作卓・ＧＰ								監視盤												
											操作				表示				計測値				操作				表示				計測値				
			シンボル	既設	今回	全体		操作	表示	計測	シンボル	既設	今回	全体	シンボル	既設	今回	全体	シンボル	既設	今回	全体	シンボル	既設	今回	全体	シンボル	既設	今回	全体	シンボル	既設	今回	全体	
操作	操作モード「連動」			1	1	1																												
	操作モード「単独」			1	1	1																												
	操作「運転」			1	1	1																												
	操作「停止」			1	1	1																												
表示	運転		Ⓡ	1	1	1			1						Ⓡ	1	－	1																
	停止		Ⓖ	1	1	1									Ⓖ	1	－	1																
故障表示	故障	T	O	1	1	1	○		1						Ⓞ	1	－	1										＊							共通・受変電頁参照”補機故障”
計器類																																		

区　分	南部第１ 中継ポンプ場	機器名称	汚水ポンプ			容　量	15kW
運　転　方　式		既　設	3台	今　回	3台	全　体	3台

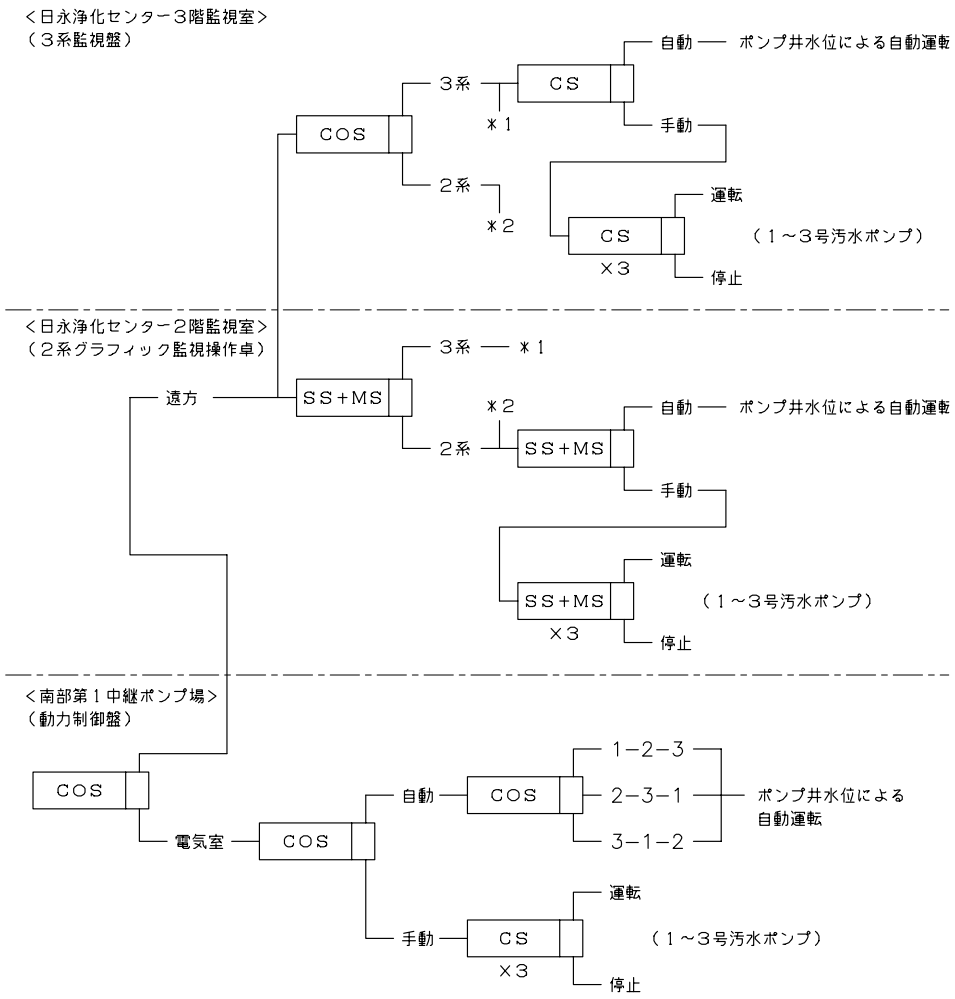

運転条件

1，保護リレー動作中でないこと。（ＥＬＣＢ，２Ｅ）

2，浸水・過熱でないこと。

3，計装電源断でないこと。

4，ポンプ井水位異常低でないこと。

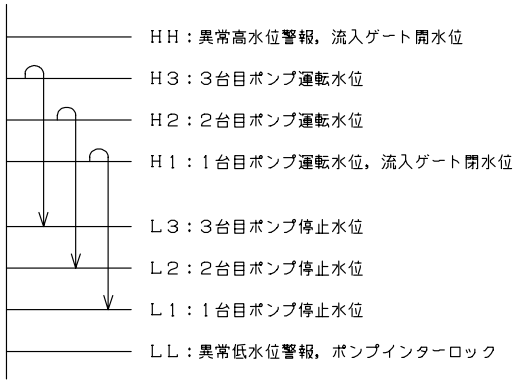

汚水ポンプ　　既　設　3台　　今　回　3台　　全　体　3台

	項　目	区分	南部第１中継ポンプ場					NTT専用回線			日永浄化センター																								備　考
			動力制御盤				屋外回転灯	ディジタル通信			２系監視室												３系監視室												
											操作卓				操作卓・ＧＰ								監視盤												
											操作				表示				計測値				操作				表示				計測値				
			シンボル	既設	今回	全体		操作	表示	計測	シンボル	既設	今回	全体	シンボル	既設	今回	全体	シンボル	既設	今回	全体	シンボル	既設	今回	全体	シンボル	既設	今回	全体	シンボル	既設	今回	全体	
操作	操作場所「遠方」			1	1	1																												
	操作場所「電気室」			1	1	1																												
	操作場所「３系」											1	－	1										1	－	1								
	操作場所「２系」											1	－	1										1	－	1								
	操作モード「自動」			1	1	1		1				1	－	1										1	－	1								
	操作モード「手動」			1	1	1		1				1	－	1										1	－	1								
	運転順序選択「１－２－３」			1	1	1																												
	運転順序選択「２－３－１」			1	1	1																												
	運転順序選択「３－１－２」			1	1	1																												
	操作「運転」			3	3	3		3				3	－	3										3	－	3								
	操作「停止」			3	3	3		3				3	－	3										3	－	3								
表示	自動		W	1	1	1			1						W	1	－	1									W	1	－	1				
	手動		W	1	1	1									W	1	－	1																
	先発機１号		W	1	1	1			1																									
	先発機２号		W	1	1	1			1																									
	先発機３号		W	1	1	1			1																									
	運転		Ⓡ	3	3	3			3						R	3	－	3									Ⓡ	3	－	3				
															Ⓡ	3	－	3									W	3	－	3				
	停止		Ⓖ	3	3	3			3						G	3	－	3									Ⓖ	3	－	3				
	ポンプ井１台目運転水位								1						Ⓖ	3	－	3																
	ポンプ井２台目運転水位								1																									
	ポンプ井３台目運転水位								1																									
	ポンプ井１台目停止水位								1																									
	ポンプ井２台目停止水位								1																									
	ポンプ井３台目停止水位								1																									
故障表示	過負荷		R	3	3	3	○																											
	故障		R	3	3	3	○		3						Ⓞ	3	－	3									R	3	－	3				
計器類	電流		A	3	3	3																												
	運転時間		Hr	3	3	3																												

区　分	南部第１ 中継ポンプ場	機器名称	計装			容　量	－
運　転　方　式		既　設	－	今　回	－	全　体	－

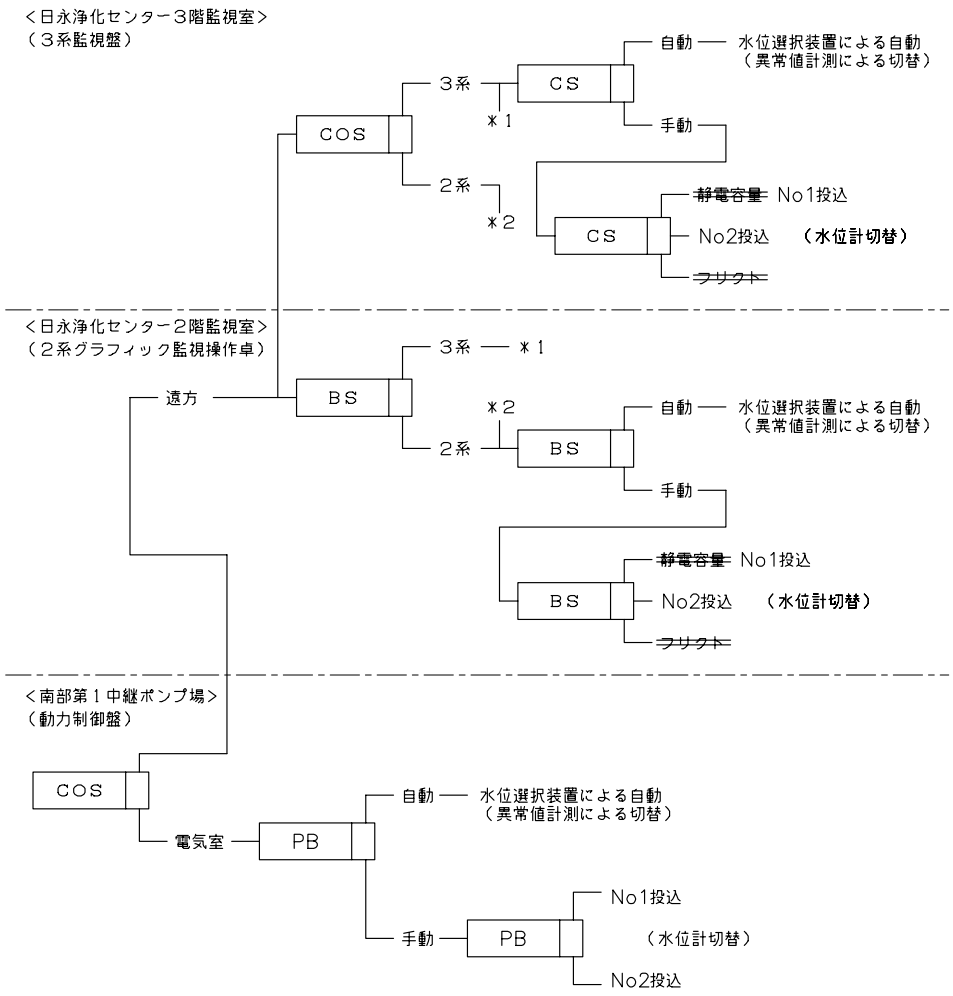

計装　　既設　－　　今回　－　　全体　－

	項目	区分	南部第１中継ポンプ場					NTT専用回線			日永浄化センター																				備考
			動力制御盤				屋外回転灯	ディジタル通信			２系監視室										３系監視室										
											操作卓				操作卓・ＧＰ								監視盤									
											操作				表示				計測値				操作				表示				計測値			
			シンボル	既設	今回	全体		操作	表示	計測	シンボル	既設	今回	全体	シンボル	既設	今回	全体	シンボル	既設	今回	全体	シンボル	既設	今回	全体	シンボル	既設	今回	全体	シンボル	既設	今回	全体	
操作	操作場所「遠方」			1	1	1																											設備共用
	操作場所「電気室」			1	1	1																											
	操作場所「３系」											1	－	1										1	－	1							
	操作場所「２系」											1	－	1										1	－	1							
	操作モード「自動」			－	1	1		1				1	－	1										1	－	1							
	操作モード「手動」			－	1	1		1				1	－	1										1	－	1							
	操作「No1投込」			－	1	1		1				1	－	1										1	－	1							
	操作「No2投込」			－	1	1		1				1	－	1										1	－	1							
表示	自動		W	－	1	1																											
	手動		W	－	1	1																											
	No1投込		W	1	1	1			1						W	1	－	1									W	1	－	1				
	No1投込		W	－	1	1			1						W	1	－	1									W	1	－	1				
故障表示	計装電源故障	T	O	1	1	1	○		1						O	1	－	1									R	1	－	1				
	流入渠水位高								1						O	－	1	1									R	－	1	1				
	ポンプ井水位異常高		R	1	1	1	○		1						O	1	－	1																
	ポンプ井水位高						○		1						O	1	－	1																
															△	1	－	1																
	ポンプ井水位異常低	T	R	1	1	1	○		1						O	1	－	1																
															△	1	－	1																
計器類	流入渠水位		LI	－	1	1				1									LI	－	1	1									LI	－	1	1	
	流入ゲート開度		ZI	1	1	1				1									ZI	1	－	1									ZI	1	－	1	
	ポンプ井水位		LI	1	1	1				1									LI	1	－	1									LI	1	－	1	
	吐出流量		FI	－	1	1				1									FI	1	－	1									FI	1	－	1	
	吐出流量積算		FQ	－	1	1				1									FQ	1	－	1									FQ	1	－	1	

特記事項

この契約による工事の施工者は、工事を施工するに当たり個人情報の提供を受けた場合においては、別紙「個人情報取扱注意事項」を遵守しなければならない。

[別紙]

制定　平成１９年１２月１０日
改正　平成２０年　4月　1日
改正　平成２１年　4月　1日

個人情報取扱注意事項

（基本事項）

第１　この契約による工事の施工者（以下「乙」という。）は、工事を施工するに当たり、四日市市から提供された個人情報（工事の施工のために乙が収集する個人情報を含む。以下「当該個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（施工者の義務）

第２　乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成１１年四日市市条例第２５号。以下「条例」という。）第１１条に規定する義務を負う。

２　乙は、この契約による工事において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

（秘密の保持）

第３　乙及び乙の従事者は、当該個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

２　乙は、その使用する者が在職中及び退職後においても、当該個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないように必要な措置を講じなければならない。

３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正な管理）

第４　乙は、当該個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（収集の制限）

第５　乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公平な手段により収集しなければならない。

（再提供の禁止）

第６　乙は、あらかじめ四日市市上下水道局（以下「甲」という。）の承諾があった場合を除き、当該個人情報を第三者に再提供してはならない。

２　乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における当該個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

３　前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取扱いに関する契約を交わすものとする。

（複写、複製の禁止）

第７　乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、当該個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（持ち出しの禁止）

第８　乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第９において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

２　甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

３　前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管及び管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

（資料等の返還）

第９　乙は、資料等を当該工事終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

２　前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

（１）　紙媒体　　シュレッダーによる裁断

（２）　電子媒体　データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕

（研修・教育の実施）

第１０　乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

（罰則等の周知）

第１１　乙は、条例第４４条、第４５条、第４７条及び第４８条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

（苦情の処理）

第１２　乙は、この契約による工事の施工にあたって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

（事故発生時における報告）

第１３　乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（契約解除及び損害賠償）

第１４　甲は、乙又は乙の従事者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。